

サステナビリティ経営・開示時代の幕開けへの対応

サステナビリティ(持続可能性)は世界共通のキーワードです。企業においてもサステナビリティ経営、サステナビリティ情報開示の推進が求められています。EY新日本は幅広いサービスを通じて、クライアントのサステナビリティへの取組みをサポートします。



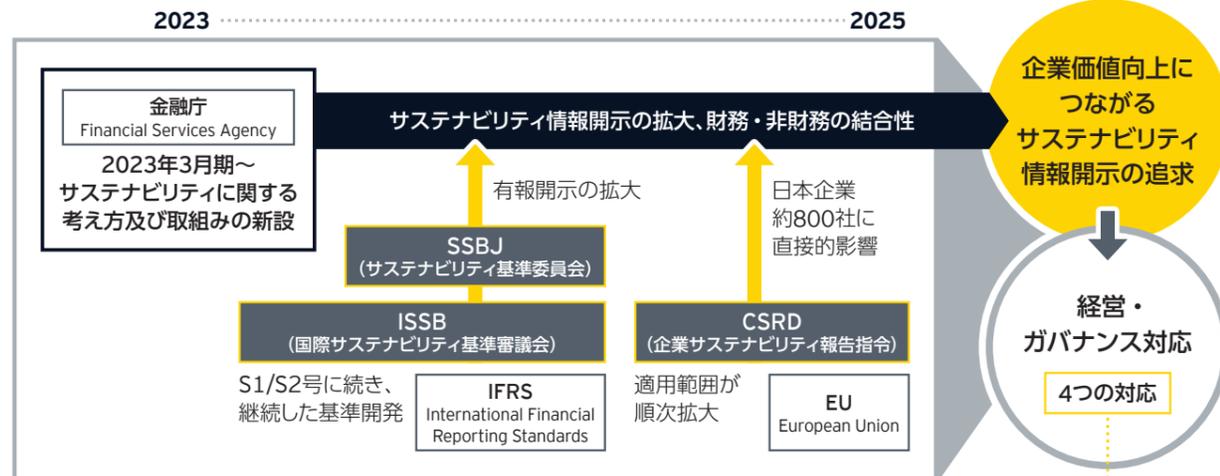
サステナビリティ情報開示に対する世界的な潮流と求められる対応

地球環境(E)や社会条件(S)は企業の活動基盤であり、これらの見通しの不確実性が高まる現代経済社会において、サステナビリティへの取組みは長期的な経営戦略の要諦といえます。このため、投資家が企業の長期的価値を判断する上で、サステナビリティ情報開示の重要性が高まっています。その一方で、自社内においてはサステナビリティ経営に取り組んでいるとの認識であっても、外部からは実態が伴っていない「ESGウォッシュ」だと指摘されるケースも見受けられ、企業にとってリスクとなっています。

有価証券報告書においては、2023年3月期からサステナビリティ情報開示が義務化されました。海外では、2023年6月に最初のIFRSサステナビリティ開示基準が最終公表され、現在は次の開発テーマが協議されています。今後は、これをベースに日本版サステナビリティ開示基準が制定され、2025年以降の有価証券報告書に組み込まれていくことが想定されています。

企業においては、サステナビリティを経営戦略へ組み込み、拡大する情報開示要求への対応を進め、開示情報の信頼性・透明性確保に取り組むガバナンス体制を構築することが喫緊の課題といえます。

サステナビリティ情報開示等に関する動向



経営・ガバナンス対応

企業がサステナビリティ情報開示を含めて解決したい本質的課題の明確化

- 1 事業戦略上重要なサステナビリティ情報の特定
- 2 サステナビリティ情報の収集体制の確立・精度向上
- 3 サステナビリティ情報の収集及び分析と活用
- 4 投資家との対話を通じたサステナビリティ情報の開示強化

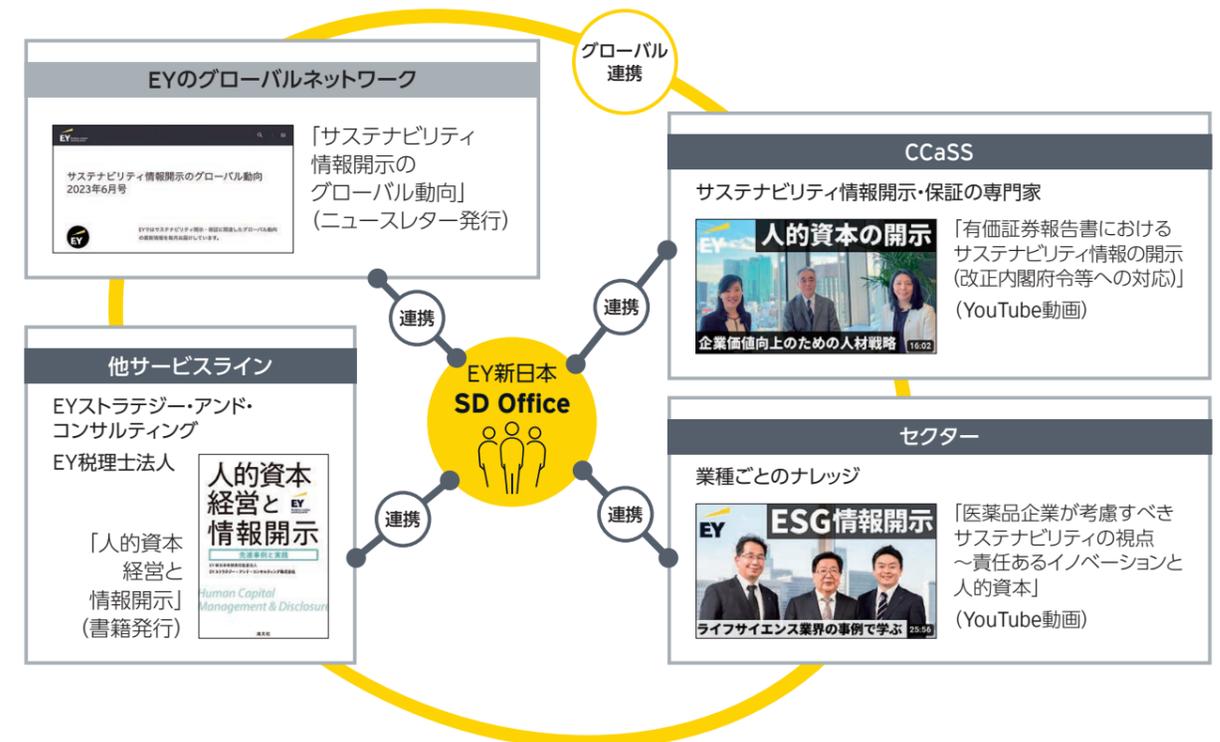
企業の持続的成長のため、サステナビリティへの取組みをサポート

サステナビリティ経営の推進やサステナビリティ情報の開示に関してとるべき方策は、各々の企業における事業特性や業種、グローバル展開の規模などによって異なります。EY新日本は、企業のサステナビリティへの取組みをサポートするため、サステナビリティ開示推進室(SD Office)を設置し、セクター(業種)分析に関して高い知見を有するセクターナレッジやEYのグローバルネットワークと連携しています。これにより、クライアントが属する業種や経営環境などに適したナレッジ(サステナビリティ情報開示の取組みや具体的手法)を集積・共有できる体制を構築しています。

これに加えて、EY新日本社内に、気候変動やサステナビリティに関して豊富なアドバイザー経験と多様な専門性を有するメンバーがそろったCCaSS(気候変動・サステナビリティ・サービス)があります。SD Officeは、CCaSSの専門家たちと連携し、サステナビリティ経営戦略の策定はもとより、脱炭素・人権といった個別テーマ、EUのCSRD(企業サステナビリティ報告指令)をはじめとする開示規制、インパクト加重会計(企業活動が従業員、顧客、環境、より広い社会にもたらす正と負の影響(インパクト)を貨幣換算し、可視化する取組み)に至るまで、多様な情報・知見をクライアントに提供しています。また、財務諸表監査・サステナビリティ保証の分野についても強固な連携を図っています。

他にも、日本におけるEYの各メンバーファームの関連部門とも適宜連携しています。このように、EY新日本はEYの強みであるグローバルな組織連携力を生かし、サステナビリティ経営やサステナビリティ情報開示の取組みをサポートしています。

グローバル、CCaSS、セクター、各サービスラインを強くつなぐSD Office



監査品質向上のためのサステナビリティ経営戦略の理解・評価

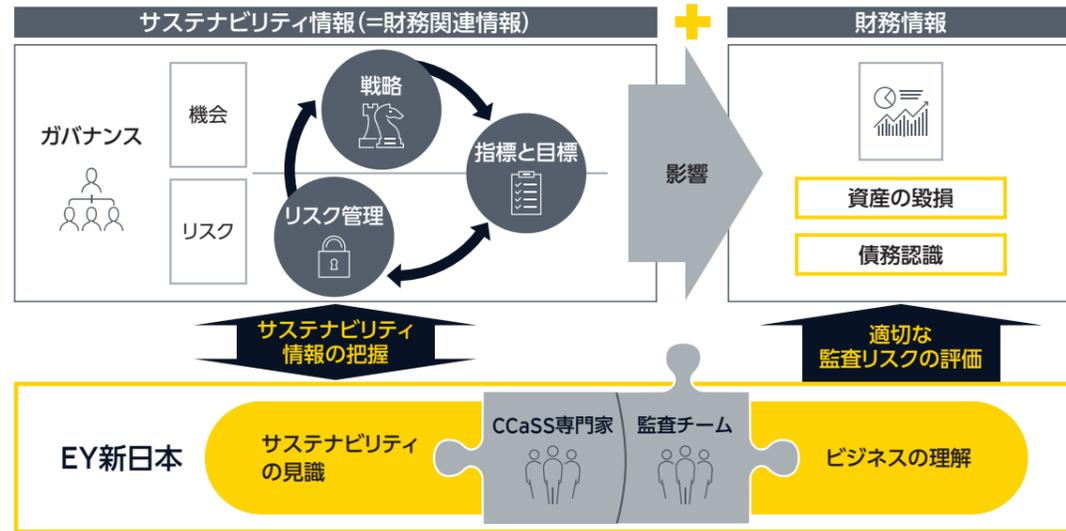
自然災害や社会問題、規制など、サステナビリティ関連のリスクが、直接的にまたは企業の投資行動の変化等を通じ間接的に、既存の資産の毀損や債務認識など財務諸表に影響を与えるケースが年々増えています。

EY新日本では、EYのメンバーファームが共通して利用する監査メソドロジー(▶p.40参照)に従い、気候変動リスク等が財務諸表に与える影響について毎期評価しています。具体的にはCCaSSに所属する気候変動の専門家の協力を得て、適切なリスク評価及び監査計画立案のため、セクター別に気候変動リスクの検討調書例の共有展開を進めています。また、気候変動リスクの影響を受けやすい重点セクター*に属する上場会社の監査を中心に、適宜CCaSS専門家が監査業務に直接関与しています。

今後サステナビリティ情報は、財務情報との関係性が一層深まっていきます。「サステナビリティ・リスクは財務諸表に重要なインパクトを与える可能性がある」との認識をEY新日本全体で共有し、監査品質の観点においても、企業のサステナビリティへの取組みの理解を深め、クライアントとの議論の活性化に取り組んでいます。これらのEY新日本のサステナビリティに関する取組みは、社会から将来期待されるサステナビリティ情報を含む企業情報開示の全体保証を少しでも早く実現し、証券市場の健全な発展に寄与することにもつながるものと捉えています。

* 重点セクター：(金融)資産運用会社、銀行、保険 (非金融)エネルギー、輸送、素材及び建設、農業

サステナビリティ情報が財務情報に及ぼす影響と適切な監査リスクの評価



外部から評価されるEYのサステナビリティ・サービス

前ページで取り上げたようにEY新日本の社内には、サステナビリティの専門部署であるCCaSSが設けられており、EYのCCaSSとグローバルに連携しています。

EY新日本のCCaSSは20年以上に及ぶクライアント支援実績を持ち、サステナビリティ経営戦略の策定から開示の支援、第三者保証に至るまで幅広いサービスを提供してきました。こうした各国の実績をもとに、EYのCCaSSは英国Verdantixをはじめとする第三者機関より、ESG及びサステナビリティ・コンサルティングサービス分野のリーダーとして評価されています*。このCCaSSを監査部門と同じ組織内に有しているというEY新日本の強みを生かし、監査品質の向上を含めたサステナビリティ支援活動の強化に取り組んでいます。

* Green Quadrant Climate Change Consulting Services 2023

拡大するサステナビリティ情報保証ニーズへの対応

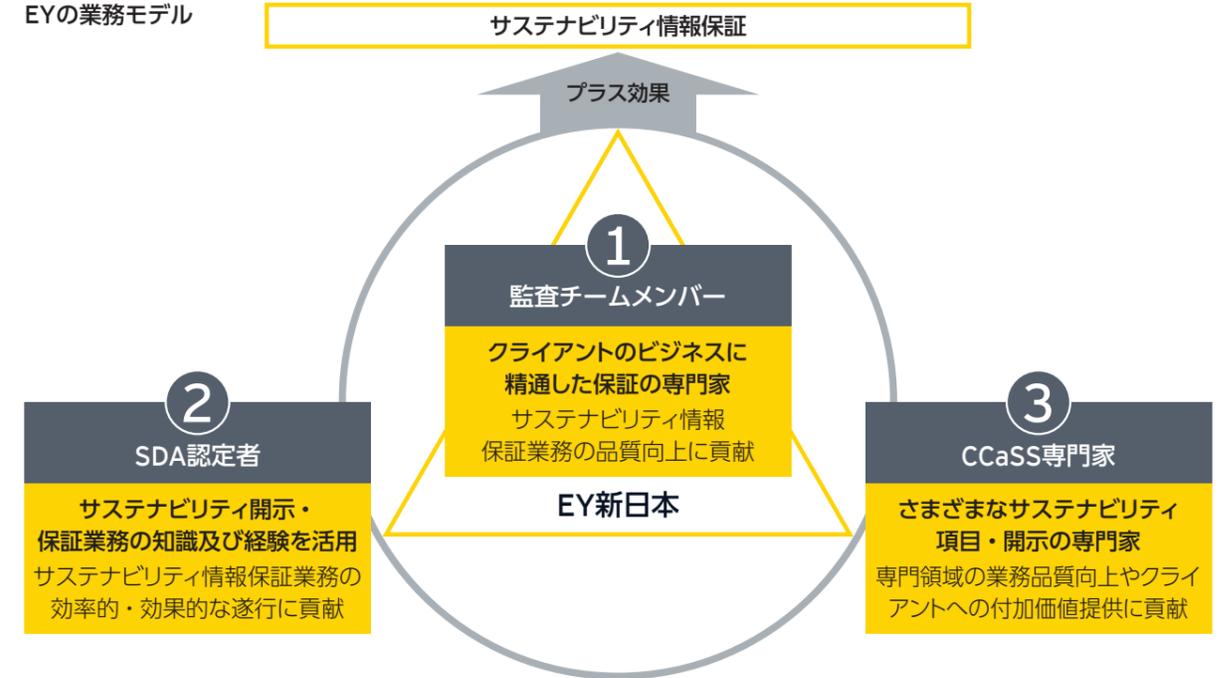
有価証券報告書等における開示の拡大や、海外での保証義務化の流れを受け、サステナビリティ情報に対する第三者保証が国内でも広がっています。急速に高まる保証ニーズに対し、サステナビリティ開示・保証業務(SDA)認定を創設し人材育成に取り組むとともに、①監査チームメンバー、②SDA認定者、③CCaSS専門家からなる、ビジネスの理解と業務品質を両立できる保証チームの組成を推し進めています。2023年度では保証業務者向け研修を完了した766名がSDA基礎認定者となり、今後は業務経験要件を満たしたコア認定者も増やします。2025年度末までに基礎認定者2,000名、コア認定者500名を目指し、サステナビリティ開示・保証人材育成を推し進めます。

サステナビリティ情報保証ニーズに対応する体制構築

	2025年度末まで(目標)
SDA基礎認定者数	2,000名
SDAコア認定者数	500名

SDAコア認定者とは、SDA基礎認定者のうちサステナビリティ情報の保証業務や関連するアドバイザー業務における一定以上の実務経験を有するメンバー

EYの業務モデル



サステナビリティ開示推進室長のコメント

サステナビリティ開示推進室は開設3年目に入り、サステナビリティについて監査人と企業が日常的に対話をする時代に入ってきました。保証業務では、保証の専門家である公認会計士とCCaSSのサステナビリティ専門家が協働し、監査クライアントのサステナビリティ情報保証をする取組みが業務品質・効率性向上などの成果を上げています。サステナビリティ情報開示の新時代において、企業情報開示の専門家として私たち自身が変革と成長をし、EY新日本全体で企業と証券市場に貢献する取組みをさらに促進します。



サステナビリティ開示推進室長 パートナー
馬野 隆一郎